

「第2次白岡市環境基本計画（案）」に係るパブリックコメントの結果について

市民生活部環境課

番号	意見（原文掲載）	意見に対する考え方
1	<p>① 第2次において、SDGs との関連を入れたことは非常に良いことと思いますが、17 の目標を示すだけでは具体性に欠けると思います。169 の行動のうちどれに該当するかを示す必要があると思います。一部、リーディングプロジェクトには記載されているようです。</p> <p>② 第2次において、初回の H27～R01 までの5年間に取り組んできた内容について「できたのか」、「できなかったのか」、</p>	<p>御意見をいただきましたように、SDGs の国際目標に市としてどのように貢献していくかは重要な課題だと認識しています。SDGs は17 の目標と169 のターゲットで構成され、環境問題のみならず、世界の様々な社会問題に対する取組が定められたものですが、特に環境に関する行動との関わりが多いことから、今回の環境基本計画の策定にあたり、SDGs を中心に据えています。</p> <p>国際社会において求められる17 の目標を達成するために169 の行動を実施するというSDGs の考え方に対して、今回の環境基本計画でのSDGs の位置付けとしては、169 の行動にとらわれず、市として何ができるのか、どうすれば貢献できるのかという視点で構成しました。</p> <p>しかしながら、御意見にありますように、169 のターゲットとの関連性については、どう位置付けられるのかという観点も、市民の皆様の行動を促進していく上で必要であると、市としても考慮しました。このことから、リーディングプロジェクトについては、より具体的に先延ばしせずに行動していくという白岡市の姿勢が、SDGs の具体的な行動（169 のターゲット）にどのように関係していくのかを示したものとなっています。</p> <p>白岡市環境基本計画では、これまでも計画の進行管理において、毎年、計画に位置付けた取組や目標の進捗状況につい</p>

R01 までの目標に対する達成状況の記載がなく、基本計画に対する取り組みの反省がない。

例えば、「水と緑を守り、育てよう」では、「保存樹木」…中略…などの残された樹木の保全・管理に努めます”が、2次では2つに分かれ、内容は同じです。その目標は現状維持でデータでもほぼ同じです。行動はしなくてよいことになりませんか。何のための行動指針なのでしょう？

て、庁内で点検を行い、その結果について白岡市環境審議会に報告をしています。また、本計画の改訂に当たりましても同報告を行い、同審議会からの意見等を踏まえた計画の策定を行っているものです。毎年の点検結果については、同審議会からの意見とともに、市のHPで公表しています

(<http://www.city.shiraoka.lg.jp/7918.htm>)。

御意見をいただきました樹木を始めとする緑の保全につきましては、現在市では、緑豊かな住みよい環境づくりに寄与する貴重な山林を「ふるさとの森」とし、保全しています。「ふるさとの森」は、市街化調整区域内の「彦兵衛下小笠原遺跡ふるさとの森（ひこべえの森）」、市街化区域内の「白岡東地区ふるさとの森」、「八幡神社社叢ふるさとの森」を指定しており、指定の基準は市の要綱により、一団の面積が5,000㎡以上のものであります。

また、「保存樹木・樹林」につきましては、市街化区域内にある樹木10本と樹林9箇所を指定しています。指定の基準は市の要綱により、樹木は地上から1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上であり、高さ15.0m以上のもの。樹林は一団の面積が1,000㎡以上のもので、いずれも市街化区域内にあるものとしてあります。

市では、樹木・樹木の保存及びその適切な維持管理を図るため、樹木・樹木の所有者に対し、奨励金を交付していますが、これらの樹木・樹木につきましては個人の財産になることから、保全を強制できるものではなく、都市化が進む中で、特に市街化区域内の現状の緑を維持することは難しい状況にあります。

③ 初回及び第2次において、三者協働とは記載しているものの、特に市役所の中で担当課がいつまでにやるのかの決めごとがないために、責任の所在がはっきりしていない。行政の事業評価に合わせて評価するステップを踏むことが必要と思われる。

市の取り組む内容が現在、どの事業に該当しているのか、新たな事業を創出する必要があるのかの記載がない。初回の自然環境に関する情報が少なく、どの程度の動植物が生息・生育しているのかの情報に乏しいため、行動(調査を)する計画となっていますが、どの事業で行うのでしょうか。

このことから樹木・樹木の保全・管理に努めることを計画の中に位置付けており、減少していく緑を適切に管理しながら保全していくことで、可能な限り減らさない取組を推進していくこととしているものです。

御意見のとおり、本計画に示した取り組みの役割分担をはっきりさせることは、計画を推進していくために重要な事項であり、本計画は市の基本的な考え方や施策の方向を示す基本計画という性格を持っています。

また、本計画で示された取組内容は、市全体として取り組むものであり、市の各管轄部署が縦割りで進めていくものではなく、横断的な連携により進めていくものとして認識しております。このため、計画書としては特に担当する所管部署は示していません。

しかし、実際に進行管理を行っていく際には、中心となる所管部署を明らかにしておく必要がありますので、庁内の進行管理シートにおいて明確にしています。

なお、同シートについては、毎年、白岡市環境審議会へ報告するとともに、内容を市のHPで公表し、本計画に基づき実施する具体的な事業についても必要に応じて明記しています(<http://www.city.shiraoka.lg.jp/7918.htm>)。

また、本計画では「市内に生息する生き物などの調査を実施し、市民への情報提供を行います。」という取組を位置付けています。市の自然環境に関する情報については、市としても調査の必要性を課題として認識しており、近年においても市民参加による「いきもの調査」を実施しているところです。

	<p>④ 白岡のみどりの一つとして、ひこべえの森の他にも、自然堤防に形成された緑地が挙げられると思います。</p> <p>これらの緑地に生息・生育する動植物を把握することは、自然を育む第1歩だと思います。</p> <p>前期の中で動植物の調査を行うことを切に要望します。確認された種によっては対応も異なってくると思います。</p>	<p>調査結果については、市のHPでも公表しているところであり、今後もこのような調査を通じた市の自然環境の情報収集を充実させていくことを想定しています。</p> <p>本計画では「市内に生息する生き物などの調査を実施し、市民への情報提供を行います。」という取組を位置付けています。市の自然環境に関する情報については、市としても調査の必要性を課題として認識しており、近年においても市民参加による「いきもの調査」を実施しているところです。</p> <p>また、調査結果については、市のHPでも公表しているところであり、今後もこのような調査を通じた市の自然環境の情報収集を充実させていくことを想定しています。</p>
2	<p>1 田畑についてSDGs2では食料生産できる、あるいはすべき田畑で食料生産しないことは課題に反するのではないかと。日本はコメが余っているとか輸入しなければならないというのは間違っている。</p> <p>不耕作農地は足元の重要な課題です。この記述が少ないと空論になりかねません。9ページの写真はもう稀な風景ではないですか。</p>	<p>御指摘のとおり、白岡市においても農地の減少、農業振興の推進は重要課題と認識しています。特に農地は環境保全の観点からも貴重なまちの緑のひとつとして担っており、農業政策と環境政策、都市政策の横断的な取り組みによって保全する必要があると認識しています。このことから、P16「取組の目標1. 人間と共生してきた水と緑を守り、育てよう」の中でも農地の保全に向けた取組を位置付けています。</p> <p>特に、御指摘の不耕作農地の課題については、「耕作放棄地の解消に努めます。」という取組を位置付けるとともに、その他の農地の保全に向けた施策とともに実施していくこととしています。</p> <p>一方で、実際の耕作放棄地の問題は、土地所有者の理解や管理に対する意識を持っていただくことが重要であると認識しています。このことからP26に「田畑の手入れを行いまし</p>

	<p>2. 河川は汚いというレベルです。P. 10 対策を具体化する。レジ袋を自然に放出しない自然観を醸成しなければ、自然の中の細かいプラはなくなる。</p> <p>3. p. 31 空き地の概念に不耕作の田畑を明確に入れてください。同様に自己の土地の管理責任に田も畑も明確に入れて、責任感を所有者の持たせてください。</p>	<p>よう。」という市民の取組を位置付けていますが、さらに踏み込んだ表現とするため、同取組に代えて P17 と P26 の市民の取組に「所有する田畑については、適正な手入れ、管理、保全に努めましょう。」という文言を追加・修正するものとします。</p> <p>御指摘のとおり、河川の水質汚濁の問題は市としても重要課題ととらえていることにより、P10 でも冒頭で課題として記載しているところです。</p> <p>計画の中では自然環境や河川に対する保全意識の醸成に資する取組も位置付けているとともに、御意見にあるプラスチックごみ問題についても、P37「取組の目標 2. ものを大切にしながら、ルールを守りごみを減らそう」の中で、埼玉県プラごみゼロウィークの PR を通じて、プラスチックごみを出さないライフスタイルへの変換を呼びかけます。」という取組を位置付けています。</p> <p>プラスチック問題への対応は、できる限り多くの人が手を携えて実施することで、効果を発揮するものと考えております。市では、県などとも連携しながらプラスチックごみの排出抑制を促進してまいります。</p> <p>P31 の市民の取組で「自己の土地・家屋を適切に管理し、安全で清潔な生活環境の保全に努めましょう。」と記載しています。ここでは「自己の土地」と示していることから、耕作地、耕作放棄地に関わらず、自己の土地として管理を求めているものになります。</p>
--	---	--

		<p>御指摘の耕作放棄地の問題については、市としても重要課題と認識していることから、P16「取組の目標 1. 人間と共生してきた水と緑を守り、育てよう」の中でも農地の保全・管理に向けた取組を位置付けています。</p> <p>特に、御指摘の不耕作農地の課題については、「耕作放棄地の解消に努めます。」という取組を位置付けるとともに、その他の農地の保全に向けた施策とともに実施していくこととしています。</p> <p>一方で、御意見にありますように、実際の耕作放棄地の問題は、土地所有者の理解や管理に対する意識を持っていただくことが重要であると認識しています。このことから P26 に「田畑の手入れを行いましょう。」という市民の取組を位置付けていますが、さらに踏み込んだ表現とするため、同取組に代えて P17 と P26 の市民の取組に「所有する田畑については、適正な手入れ、管理、保全に努めましょう。」という文言を追加・修正するものとします。</p>
3	<p>不法投棄やポイ捨てされたゴミの回収・処理に関し、市民が個人で不法投棄やポイ捨てされたゴミの回収・処理を可能とする教育を実施し、評価し、認定し、支援する持続可能な制度の制定に市が取り組む事。</p> <p>教育され、認定された市民が個人で不法投棄やポイ捨てされたゴミの回収・処理に取り組む事。</p> <p>を新たな不法投棄やポイ捨てされたゴミの回収・処理の対策として追加することを要望します。</p> <p>第2次白岡市環境基本計画（案）の10ページに生活環境に関わる課題の項に“市民アンケートの調査結果では、白岡</p>	<p>御意見にありますように、ポイ捨てやごみの不法投棄に関する取組は重要課題と認識しており、本計画でも P32 の「取組の目標 4.きれいで清潔なまちをつくろう」では、ごみの不法投棄の防止に資する取組としてごみ、たばこのポイ捨て、ペットのフンの後始末など、マナーの向上などに関する取組を各主体の取組に位置付けています。</p> <p>しかし、御指摘にもありますように、市内の道路、河川敷などにおけるポイ捨てゴミなどは、未だなくなることはない現状があるものと認識しています。市では美化活動イベントや意識啓発活動などにより、市民の皆様にもマナーの向上な</p>

市民は、「ポイ捨てやごみの不法投棄」、「川や水路の汚れに対する懸念が高い」との記載があります。

32ページにごみの不法投棄の防止の項があり、「不法投棄、ポイ捨てされたゴミの回収策は、市の取り組みとして、「道路、河川敷などに捨てられた不法投棄物の収集・処理を行う」、市民の取り組みとして、「地域の清掃活動等に参加しましょう。」と記載されています。

しかし、残念ながら、アンケートの結果にある白岡の道路、河川敷に加え、道路に併設する歩道、グリーンベルトや花壇、道路際の耕作地、耕作放棄地、空き地や住宅等の私有地、水路内等にも不法投棄、ポイ捨てされたゴミが散見されるのが現状です。

白岡は、市民以外の往来も多く、市民以外の不法投棄、ポイ捨てもある程度以上の比率を構成すると思われ、市民及び市内の事業者向けの防止策で、不法投棄、ポイ捨てを完全に無くすことは不可能と思われ。従って、従来からの実施されていた、市の取り組みである「道路、河川敷などに捨てられた不法投棄物の収集・処理を行う」、市民の取り組みである「地域の清掃活動等に参加しましょう。」という回収・処理に関連する対策だけでは不法投棄、ポイ捨てされたゴミの問題解決は難しく、新たな回収・処理に係る対策が必要と考えます。

白岡市民は、アンケートの結果にあるように、ポイ捨てやゴミの不法投棄に懸念をもっており、身近に不法投棄物を発見すれば、収集・処理を行いたいと考える人も少なくないと思います。（私自身、不法投棄されたゴミを見ると、憤りを

どをお願いしているところです。また、地域における自主的な美化活動が市の美観向上に大きく寄与していることも認識しています。

御意見やこの現状を踏まえて、本計画の推進の中で、各種制度化や活動に対する支援の在り方について、検討してまいります。

	<p>感じると共に、収集・処理をしたいと思います。)多くの市民が目についた身近な不法投棄、ポイ捨てされたゴミをタイムリーに回収・処理することが可能になれば、不法投棄・ポイ捨てされたゴミの減少に貢献できると共に、ゴミの落ちていないところにゴミは捨て難いという予防効果も期待できる可能性があります。</p> <p>しかし、現状では個人が不法投棄されたゴミを収集・処理することは、ゴミであるか否かの判断、投棄された場所によっては不法侵入に該当する可能性、回収に危険が伴う可能性、回収したゴミの運搬や処理に費用が発生する可能性がある等の困難を伴います。これらの困難を解決可能とする教育、認定、権限を希望する市民に与え、支援する持続可能な制度を立案、制定（白岡市環境美化サポーター制度？）に市が取り組む事、市民は制定される制度の趣旨をよく理解し、誠実に活動に取り組む事等を、新たな対策として第2次白岡市環境基本計画に盛り込む事を提案したいと思います。</p>	
4	<p>第2次白岡市環境基本計画（案）が対象とする環境の範囲に個人の住宅や庭等の私有地、私的空間を加えていただきたいと思います。</p> <p>また、環境目標を達成、維持するための環境悪化の持続可能な予防措置に関する記載も加えていただきたいと思います。</p> <p>私は、白岡市にある団体を通じ、自助では私的空間の美化活動（具体的には、雑草や繁茂しすぎた或いは枯れて環境悪化に繋がる可能性のある庭木、公共や近隣の場所等から侵入した可能性もある落ち葉やゴミの除去等の仕事）に困難を感</p>	<p>白岡市域全体の美化の向上や、景観の保全にあたっては、地域に住む市民の皆様の美化に対する意識の醸成や美化運動などの取組が必要不可欠です。御意見にありましたような地域での自主的な取組の積み重ねがまちの環境を良くすることであり、その取組に市としても敬意を表するところです。</p> <p>また、市が地域の取組に対して支援を行う必要性も十分認識しているところであり、本計画に基づいた実際の事業において、市としても可能な限りの地域の取組支援を行っていきたいと考えております。一方で、実際の支援にあたっては、公益性の高い取組に対しての支援を中心に、道路や公園、河</p>

じ、当該団体が支援を必要と認定した方々の支援を行っています。

白岡市のホームページには、環境美化活動のページがあり、“市では、環境美化活動を行う団体等に対し、ごみ袋の提供やごみの回収などの支援を行っています。ごみ袋の提供などを希望する団体の方は「環境美化活動計画書」に必要事項を記入のうえ、環境課に提出してください。”と記載があり、団体よりゴミ袋の支給を依頼してもらいました。ところが、市から公平性に欠けるとの理由で拒否されたと当該団体より報告を受けました。市に問い合わせたところ、私的空間が含まれる活動を美化活動ということは屁理屈だ。公園等からの飛来物だろうが、不法投棄物であろうが私有地上にあれば、所有者に管理責任がある。ゴミ袋は税金で賄われるので、提供は不平等になる。公道に落ちていたと照明できるならゴミ袋の提供ができると言われました。

確かに第2次白岡市環境基本計画（案）の対象とする環境の範囲にも個人の住宅や庭等の、私的空間は含まれていません。従って市の担当者としてはこの様な答えになってしまうのかもしれませんが、白岡市全体の環境を少しでも良い方向にしたいと考える市民としては極めて残念に感じました。現実として私的空間は白岡の大きな面積を占めており、白岡市の望ましい環境像を実現するためには無視できないと思います。更にSDGsが新たな環境計画で触れられ、住み続けられるまちづくりも目標にあげられています。私的空間の環境悪化は、住み難い街に繋がると考えられます。是非、私的空間も対象とする環境範囲に入れて頂き、環境悪化の可能性を

川敷等、公共の場の美化活動などに対してごみ袋の提供など、支援を行っていく形となります。

御意見にあるとおり、私的空間（私有地など）における美化についても、その所有者に対しては十分に地域的美観を損なうことなく、地域との調和を念頭に置いた取り組みをお願いしております。しかしながら、私的空間に対しての支援というのは難しいところでございます。

なお、市としましては、御意見のような課題もあるという認識を庁内でも共有し、本計画の運用の中でも検討してまいります。

少しでも想像できる市の担当者であれば、私的空間であっても一定の要件を満たせば、支援すべきと考え、対応できるような第2次白岡市環境基本計画案に修正して頂きたいと要望します。

現状の第2次白岡市環境基本計画（案）の対象とする環境の範囲に個人の住宅や庭等の、私的空間は含まれていませんが、27ページの快適でくつろげる空間の確保の項に、“公園、緑地、河川、水路、農地、社寺林、屋敷林、街路樹、庭木、公共空間、私的空間などのそれぞれの役割を果たした緑のネットワークの形成に努めるとともに、計画的な緑の整備（公園の整備等）の推進、私的空間などの緑の創出の促進などを図ります。”と私的空間の記載があります。11ページの3. 快適環境に関わる課題の項に“人口減少に伴い、空き地や空き家が増加すると、建物の倒壊、雑草、防犯などに関する問題が発生し、地域環境が悪化するおそれがあります。”との記載があり、私的空間の環境悪化のリスクが認識されています。13ページに“市民が環境づくりに参加するために市が重点的に取り組むべきこととして、「市の環境の状況や環境問題に関する情報公開」、「各行政区や自治会等によるごみゼロ・クリーン運動などの清掃活動、美化活動の促進」、「自主的に環境問題に取り組む企業や組織、サークル等への積極的支援」が望まれています。”との記載があり、市は、美化活動等を含む環境問題に取り組む組織を積極的支援すべきと読めます。従って現状の市の計画でも、高齢者等の自助努力で私的空間の美化活動に困難を感じる方の支援を行う活動は積極的に支援すべきと考えられないかと再度、市に確認

したところ、これらの記載を考慮しても、これまで同様、環境悪化等の苦情の連絡があった場合に、市が個別の状況を調査し、何故私的空間の管理を所有者が行えないのかを確認し、その結果により関係部署を紹介するという支援を行う。高齢者等の自助努力で私的空間の美化活動に困難を感じる方の支援を行う活動への支援は行うことは考えられないとの回答でした。これは、ゴミ屋敷等、明らかに環境悪化が認識できる状態が通報されて初めて支援が行われる可能性が生じると言う受け身の支援であり、積極的支援とは考えられません。環境悪化が顕在化した後は、撤去等が困難となり、多大な費用が発生する可能性も増大し、持続という観点から見ても得策とは思えません。前述した自助では私的空間の美化活動に困難を感じる方々を支援する活動は、持続可能であり、環境悪化を予防する一定の効果があると考えられます。このような活動にゴミ袋を提供し支援することは、問題を顕在化させた後の活動への支援に比較して費用対効果を考えても、積極的に支援、促進すべき活動であると考えます。現在の第2次白岡市環境基本計画（案）の記載では、残念ながら市の担当者が解釈すると従来 of 事後処理型の受け身の支援にしかなら無い様です。持続可能で環境悪化の予防措置を含む活動は積極的に支援、促進するという考えを第2次白岡市環境基本計画に明確にいれていただきたいと要望します。